

# 地方都市視察報告書

自治・地方分権特別委員会

1 実施日 平成24年11月7日

2 視察地 広島県広島市

## 【市の概要】

(1) 面積 905.41km<sup>2</sup>

(2) 人口・世帯数（平成24年9月末現在 登録人口）

○人口 1,184,069人

○世帯数 534,772世帯

(3) 本市は、大正8年に制定された都市計画法の適用を受けて、本市とともに都市計画区域となった隣接町村に合併を働きかけ、昭和4年4月、隣接7か町村との合併が実現した。

昭和20年8月6日、市の中心部上空約600mで炸裂した1発の原子爆弾により、最盛時の人口約42万人を数えた本市は一瞬にして焦土と化し、75年間（あるいは70年間）不毛の地となると言われた。

昭和24年8月6日に公布された我が国最初の特別法「広島平和記念都市建設法」。これにより道路・橋梁・住宅などの整備が本格的に進むこととなり、高度経済成長前夜の市域拡張期を迎えた。

昭和36年の広島空港（現広島西飛行場）開港、昭和39年の山陽本線全線電化開通、昭和41年の国道2号新広島バイパス開通を契機として市勢は一段と伸長し、広島都市圏が形成されるようになった。昭和33年には「大広島」構想を発表し、本市を中核に広域都市圏を建設しようという構想を相次いで打ち出した。昭和45年3月、広島市基本構想策定により、周辺町村との合併は一挙に進んだ。昭和55年4月1日には、全国で10番目の政令指定都市となり、その後、平成17年4月には佐伯郡湯来町と合併して人口は115万人を超えた。

平成18年7月には広島平和記念資料館の本館が国の重要文化財に、19年2月には平和記念公園が国の名勝に指定された。平成21年3月には、新しい広島市民球場（マツダスタジアム）が完成した。

3 視察項目・内容

住民投票制度について

(1) 住民投票条例制定までの経過について

(2) 実績について

(3) 課題等について

#### 4 視察参加者

##### 【委員】

のづ たけし委員長	沢田あゆみ副委員長	深沢としさだ委員
野もとあきとし委員	久保広介委員	桑原羊平委員
ひやま真一委員	豊島あつし委員	鈴木ゆきえ委員
あざみ民栄委員	雨宮武彦委員	志田雄一郎委員

##### 【随行】

議会事務局議事係 佐藤 勇治 井口 浩子

#### 5 視察結果・所感

平成15年、前広島市長が選挙公約の一つに住民投票制度の導入を掲げ、再選された。このことを期に、同年2月に市長部局が広島市住民投票条例を提案。

翌3月に市議会修正案が可決された。

主な修正点は、・住民投票の発議は市民に限る。

- ・投票日は一日とする。
- ・投票総数が投票資格者の2分の1以上のとき成立し、不成立の場合は開票しない。
- ・住民投票の結果は、有効投票の過半数をもって決する。

などと大幅な修正があった。

とのことで、大まかな条例制定までについての説明があった。

また、現在まで住民投票を行った実績はないとのことである。

広島市は、平成22年、旧広島市民球場の解体をめぐり、住民投票実施請求代表者証明書交付申請が3件あったが、いずれも却下した。

このうち一件の申請に対する却下処分の取り消しを求め、申請者が広島地方裁判所に提訴したが、行政処分取消請求事件において市が勝訴した。

原判決の取消しと上記の申請に対する却下処分の取消しを求めて、控訴人が広島高等裁判所に控訴したが、平成24年、市側の勝訴となっている。

広島市の住民投票は、「常設型」であり、市政運営上における重要事項である市民の福祉に重大な影響を及ぼし、又は及ぼす恐れのあるものについて住民の意思を問うものである。重要事項の除外については、住民投票条例第2条に規定している。具体的には、行政上の重要事項であるか否か、市長が判断することとなっている。

投票できる人は、18歳以上の日本人と永住外国人で、それぞれ引き続き3か月以上市の住民基本台帳に記録されているものであり、条例の策定過程において、特に外国人についての議論はなかったとのことであった。

住民投票実施の請求方法については、投票できる人の総数の10分の1以上の署名を集めて、住民投票を請求することが出来る。情報提供については、投票資格者が賛否を的確に判断できるよう、広報紙やホームページにより行うこととし

ている。

また、住民投票の結果については、市民・市議会・市長は当該結果を尊重しなければならないとしている、などの説明を受けた。

その後の主な質疑（項目）については下記のとおりであるが、議会修正案の1項目である『住民投票成立の要件2分の1』の部分については、様々な質疑や意見交換を行った。

## 6 主な質疑（項目）

- (1) 重要事項であるか否かの判断を行う審査機関について
- (2) 公職選挙法の選挙運動と住民投票運動との関係について
- (3) 住民投票の投票者名簿について
- (4) 住民投票の支援方法、応援活動等について
- (5) 前市長が「住民投票制度」を選挙公約に掲げた背景について
- (6) 名簿作成費用、及び住民投票実施に伴う費用試算について
- (7) 「旧広島球場解体」を重要事項とする市民と行政の論点について
- (8) 住民投票制度における投票率要件50%と市長選挙等の投票率について
- (9) 投票資格の18歳以上の日本人と永住外国人の根拠について
- (10) 公正公平な情報の提供方法について
- (11) 住民投票実施に伴う補正予算と議会拒否について
- (12) 制定経過における議会審議について
- (13) 条例案の検討・作成手法と策定期間について
- (14) 住民投票成立の要件2分の1と市民の投票行動について
- (15) 署名活動従事者と署名方法について
- (16) 署名項目と署名の確認方法について
- (17) 署名10分の1要件と住民投票の成立要件2分の1について
- (18) 住民投票成立要件2分の1と問題点について
- (19) 大規模施設に関する住民投票制度について

## 7 その他

【共同視察者】 総合政策部参事企画政策課長 針谷 弘志